

文教委員会資料

陳情の審査

陳情第 1 5 4 号 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性
と安全確保を求める陳情

令和 8 年 1 0 月 6 日
教育委員会事務局

学校教育部指導課 担当

1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本的な考え方について



■ 中学校における平和教育等の位置付け

- 教育基本法（昭和22年法律第25号）

第十四条（政治教育）

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

二 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

⇒学習指導要領では、教育の目的や目標、各教科等の内容の中に平和教育の理念が位置付けられている。

■ 中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本的な考え方

- 本市では、教育基本法第14条の趣旨を踏まえ、教育基本法及び学習指導要領に基づき、子どもたちの人権意識や他者との共生意識を醸成し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育成するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを基本的な考え方としており、教育基本法及び学習指導要領に基づき、戦争や平和に関する事実等について多面的・多角的に学び、生徒が主体的に考え判断できるよう教育活動を実施することにより、政治的中立性の確保に努めて実施している。

2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について①



修学旅行・校外学習について

● 学習指導要領上の位置付け

・中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）において、特別活動は集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成することを目指すと定められている。

・**修学旅行及び校外学習は、この特別活動の一つである「学校行事」**において、「旅行・集団宿泊的行事」として、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること」と定められている。

● 実施に当たっての留意点等

中学校学習指導要領解説特別活動編（平成29年7月文部科学省）において、**「生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮し、学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をすること。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにすること。」**とされ、計画の実施に関しては、「「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について（昭和43年10月2日付け文初中第450号文部省初等中等教育局長通達）」や「修学旅行における安全確保の徹底について（昭和63年3月31日付け文初高第139号文部事務次官通達）」などを参照するとされている。

2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について②



川崎市立学校社会見学実施要領（抜粋）

第1 遠足・修学旅行・諸見学等

1 目的

遠足・修学旅行・諸見学等の校外活動は、児童・生徒が、校内の学習では学びとることのできない事項を幅広く学習し、学校生活の充実向上に資する。

2 実施基準

(2) 引率教員は、安全確保の立場から、児童・生徒おおむね20人に対して1人を基準とするが、児童・生徒の発達段階や行程の難易を考慮し増減することができる。

3 実施計画立案上の注意

(3) 実施前には、旅行経路、交通機関及び現地の状況について必ず実地調査を行い、それに基づいて綿密な計画をたてる。

(4) 宿泊の場合は、宿泊施設の消火器等器具の整備状況や非常口、避難経路、危険箇所等を確認し、また、警察署・消防署・病院等の現地関係機関の体制を確認しておく。

(5) 実施中懸念される危険の防止策及び災害事故発生時の対応については、「学校防災計画（マニュアル）」等に基づき、きめ細やかな計画を立て、引率教員が熟知するとともに、児童・生徒に対する諸注意や訓練を徹底するなど、安全指導・安全管理に万全を期すること。また、災害事故発生時における教育委員会、現地関係機関及び保護者等への連絡体制を確保しておく。

2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について③



保護者の説明責任及び修学旅行・校外学習の安全管理の徹底

●保護者への説明責任について

保護者には、修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、近隣病院、緊急時の対応等について、保護者説明会等で周知をすることで、理解を得るよう努めている。

●修学旅行・校外学習の安全管理の徹底について

各学校は、要領に基づき、教育委員会事務局にあらかじめ実施届を提出することとなっており、安全管理の徹底については、教育委員会事務局において、川崎市立学校社会見学実施要領の実施基準に即して、実施届及び実施要項、行程表等を確認した。

また、令和8年7月～8月に中学校全52校でアンケートを実施し、①引率教員、②実地調査、③宿泊時の安全確保、④実施中の危険防止及び事故発生時の対応、⑤緊急時の連絡体制、⑥実施中の病気・事故・災害等の緊急対応、⑦実施する際の政治的中立性の配慮、⑧計画や内容等の保護者への事前周知等の10項目について、点検を行い、中学校全52校で安全管理を徹底の上、修学旅行等を実施していることを確認した。

なお、学校における下見の際には、旅行経路、交通機関、現地の状況、宿泊の場合は、宿泊施設の避難経路等の確認、病院等の現地関係機関の体制整備を事前に行っている。

教育委員会では、本年7月に校外活動等に関する移動の安全確保について通知したほか、9月に、各学校へ危機管理マニュアルの点検・見直しを依頼し、校外活動時の移動経路及び避難場所の事前確認、緊急連絡体制の明確化などについて確認・徹底を図っている。

3 及び 4 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること及び 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと



川崎市立学校社会見学実施要領（抜粋）

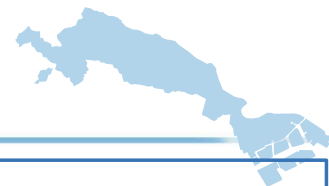
4 実施上の手続き

- (1) 日帰りの場合は実施2週間前までに「校外活動（日帰り）実施届書（第1号様式）」を、宿泊をとまなう場合は実施3週間前までに「校外活動（宿泊）実施承認申請書（第2号様式）」を教育委員会あて提出する。
- (2) 止むを得ず日時等の変更があった場合は、直ちに教育委員会事務局学校教育部指導課あて電話連絡をする。
- (3) 宿泊を伴う場合で、事故又はその他の事由により計画に変更があったときは、実施後1週間以内に実施報告書を教育委員会あて提出する。

過去3年間の修学旅行・平和学習等の記録の確認

修学旅行等の実施に当たっては、川崎市立学校社会見学実施要領に基づき、各学校から教育委員会事務局に実施届を提出することとなっており、教育委員会事務局において、過去3年間の実施届及び必要書類（実施要項、行程表等）を確認したところ、修学旅行・校外学習等について、特定の政治的主張に沿った現場活動への訪問、関連団体等の関与など、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る事例はなかった。

陳情に対する本市の考え方



【陳情の項目】

- 1 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。
- 2 保護者への説明責任並びに修学旅行及び校外学習の安全管理を徹底すること。
- 3 過去の修学旅行及び平和学習等の記録を確認すること。
- 4 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

本市の考え方

● 陳情の項目 1 について

教育基本法の趣旨を踏まえ、各学校は、教育基本法及び学習指導要領に基づき、戦争や平和に関する事実等について多面的・多角的に学び、生徒が主体的に考え判断できるよう教育活動を実施することにより、政治的中立性の確保に努めている。

● 陳情の項目 2 について

・修学旅行・校外学習等の実施に当たり、各学校では、保護者に対して、目的・内容・安全対策等について説明し、保護者への理解を得るよう努めている。

・教育委員会事務局において、実施届の事前確認及びアンケートでの確認に加え、危機管理マニュアルの点検・見直しを通じて、校外活動時の安全確保策を事前に確認するとともに、通知等により安全管理を徹底している。

● 陳情の項目 3 及び 4 について

本市における修学旅行・平和学習等については、過去3年間の実施届及び実施要項、行程表等の内容を確認したところ、特定の政治的主張に沿った活動への訪問、関連団体等の関与など、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る事例はなかった。今後も確認を継続し、適切に指導していく。

以上のとおり、本市の公立中学校における平和教育及び校外学習については、教育基本法及び学習指導要領に基づき、政治的中立性と安全確保に十分配慮しながら、適切に実施しているものと考えている。